

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 3 回定例  
5 月 12 日（月）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 5 月 12 日に教育委員会第 3 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |      |
|---|-----------|----------------------|--------------|------|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 5 月 12 日 (月) | 開会           | 13 時 |
|   |           |                      | 閉会           | 15 時 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |      |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 加 藤 文 夫      |      |
|   |           | 委員長職務代理者             | 溝 口 紀 子      |      |
|   |           | 委 員                  | 高 橋 尚 子      |      |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄      |      |
|   |           | 委 員                  | 興 直 孝        |      |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |      |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |      |
|   |           | 水 元 敏 夫              | 教育監          |      |
|   |           | 池 田 和 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |      |
|   |           | 高 橋 雄 幸              | 健康安全教育室長     |      |
|   |           | 山 本 知 成              | 教育政策課長       |      |
|   |           | 中 川 好 広              | 情報化推進室長      |      |
|   |           | 平 松 明 子              | 人権教育推進室長     |      |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |      |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |      |
|   |           | 林 剛 史                | 義務教育課長       |      |
|   |           | 渋 谷 浩 史              | 高校教育課長       |      |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育課長     |      |
|   |           | 北 川 清 美              | 社会教育課長       |      |
|   |           | 増 田 曜 子              | 文化財保護課長      |      |
|   |           | 福 永 秀 樹              | スポーツ振興課長     |      |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |      |
|   |           | 渡 邊 聡                | 静岡西教育事務所長    |      |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |      |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 義務教育課人事監     |      |

#### 4 その他

( 1 ) 第 5 号・第 6 号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 2 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、高橋委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第5号・第6号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思う  
が、異議はないか。  
全 委 員： 異議なし。  
委 員 長： それでは、第5号・第6号議案を非公開とし、非公開案件から審議を  
始める。

**<非>第5号議案 教職員の懲戒処分**

非公開

**<非>第6号議案 教職員の懲戒処分**

非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

**報告事項1 県立学校ICT活用事業**

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 県立学校ICT活用事業」について、中  
川情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 浜松工業高校ならば工業の授業で活用するなど、学校の専門性に踏み  
込んだ活用方法を工夫するべきだ。学校の特色とタブレットの授業が  
リンクしたような授業展開のビジョンがあれば教えてほしい。

情報化推進室長： 浜松工業高校では、当初、工業科目の授業で実証研究の実施を検討し  
たが、特定の工業科目ではなく2年生の全生徒が学ぶ家庭科の授業で  
実施することにした。御指摘のとおり、今後は工業等、特色にあわせ  
た実証研究をしていきたい。

溝 口 委 員： 報告にもあったように、現在の高校生は大人よりもスマートフォンな  
どのタブレットを使いこなしており、生徒から先生に対して「こうし  
たらもっと良い授業ができるのではないか」などのような提案をして  
もらうなど、ボトムアップの観点でICTの有効活用の発想を引き出

してほしい。我々が気付かないことでも、生徒には見えている場合もある。

高橋委員： 同感である。先生には生徒から教えてもらうことに抵抗があるかもしれないが、生徒が先生以上に活用している現状であり、先生と生徒が双方向で影響しあうことがあってもよいと思う。

興委員： この事業の目的であるが、第2期計画に反映させるための施策と、第2期計画を着実に進めていくことである。浜松工業高校と中央特別支援学校の取組は、第2期計画に反映させるための取組であったと思われる。他方、平成26年以降、第2期計画を進めていく上で、それらをどう伸ばしていくか、ということであれば、趣が全く違ってくる。

今後、中央特別支援学校だけを残し、新たに沼津商業高校を指定し、さらに実証研究校を選ぼうとしているが、そうすると第2期計画の立案のためにどういう成果があったのかということを中心にまとめていく必要がある。そして、第2期計画のためにこのような意味があったということ整理し、したがって第2期計画にこれをどのように反映して、事業として何をするかを検討していかないと、単にプログラムを消化しただけになってしまう。

第1期計画の成果としてどのような問題が浮き彫りになり、どうして沼津商業高校を選んだのか、この成果を沼津商業高校にどのように生かすのかが見えてこない。新たに実証研究校を選ぶのであれば、どのような趣旨で選ぶのかを決めて、再度報告してほしい。

なお、この県立学校ICT活用事業は第2期計画の施策に生かす取組は別冊資料の121頁に報告されているが、第2期計画立案のための報告は、別にあるのか。

情報化推進室長： 別冊資料の33頁にある。

興委員： そこにはICT活用の「施策の実施計画・実績」とあるが、平成25年度の実績をどう平成26年度に反映させるのかの記述がほしい。せっかく計画を作っているのに、計画の流れの中で説明してもらえると、戦略的な意義が見えてくる。

委員長： 学校現場へ行って感じるのは、単位数の多い教科については教科書もあるし教員も揃っているが、単位数の少ない教科では教科書はあっても専門の教員がいないことがあるということである。このように教え方にばらつきがある教科にICTを活用するのは意味がある。そのため、家庭科教育についても、教科書に書いてある内容だけでは十分な理解ができないことについて、よりベテラン教員が指導している映像を活用することは意味がある。スタッフがそろわない地区で活用するのが、ICTの活用方法の一つである。

先日、西伊豆町の宮崎教育長と話をする機会があったが、その際、「せっかく県教育委員会で予算をつけてもらって加配の措置を講じてもらったが、人が雇えない。西伊豆町まで来てくれる先生がいないので、せっかく加配措置をもらっても効果がない。効果的な指導のため

の別の方法はないのか」という相談があった。その対策の一つとして、西伊豆町のような小さな町で、先生にも得意不得意があって十分な教育ができないときに、子どもたちにＩＣＴの機器を持たせて教科学習に必要な情報を提供することで、地域格差の是正ができるのではないかと伝えた。

ただ、考えてみると、県立学校については県としてソフトを開発して配布することができるが、市町の場合では、タブレット機器を渡しても、そこに流す教材作成ができないところも出てくると思う。政令市であれば作れるソフトを、市町をまたがる形で西伊豆町などに提供することができないだろうか。そうすれば地域格差が是正される。我々は県立の学校にしか指導はできないが、政令市など大きな組織体であればできると思う。浜松市でも天竜区などには過疎地の小中学校があり、一度ソフトを作成すれば過疎地でも活用できるので、ソフトを作成してぜひ他の市町に提供してほしい。

溝口委員： 衛星授業のように、実用性の点で先を見通したプロジェクトを進めてほしい。今回のタブレットの活用については、どのような場面で使われたかがよく分からないので、移動教育委員会等でＩＣＴを活用している現場を見学したいと思う。

委員 長： 移動教育委員会では比較的大規模校へ行くことが多いので、小規模校や分校にも行ってみたい。分校の先生がいかに苦労されて、どのように工夫されているかを把握することで、ＩＣＴの活用法も見えてくるのではないか。

興委員： 西伊豆町の件については、昨年 12 月 24 日に下田市で賀茂地区の市町教育委員との意見交換会を行った際、加配措置についての意見が出されている。「人事の枠はあっても人が来てくれないので、県教育委員会で考えてほしい」という要望は受け取ったが、それについてのアクションをどうすればいいのかは、当時からの課題である。ぜひそれについては、考えていかねばならない。

それとは別に、今回の報告は「県立学校ＩＣＴ活用事業」というタイトルであるが、今説明いただいた別冊資料の 33 頁は、教職員に対するＩＣＴ研修の実施に関する報告である。担当課を見ると、教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センターと全ての県の教育行政を駆使して教育現場で行われている。この報告の中でも「児童生徒」の表現は使われているが、県立学校だけでなくもっと大きな問題を含んでいると思う。せっかく計画を立てたのであれば、計画の趣旨に沿うように政策目的を具現化する対応について整理してほしい。

また、他の委員からも御指摘があったが、教育現場の教員が全ての分野においてオーソリティかということ、ＩＣＴについてはむしろ外部の人材の方が、ポテンシャルが高いこともあるので、場合によってはそのような人材の活用もしてほしい。そのことも含めて、施策を講じ

ていく必要がある。総括担当がどの部署か分からないが、例えば教育総務課長が全体の陣頭指揮をして、総合的に施策を取り仕切るようにレビューも含めて検討してほしいと思う。

委員長： タブレットは、学校で活用するよりも、むしろ家庭で活用する方が効果的である。民間の塾では、タブレットを家に持ち帰らせて、課題などを自宅で解かせることに活用しているところもある。学校ではせっかく先生がいるので、タブレットはあまり必要ない。先生がいない場所で活用するのが、本来のタブレットの活用法である。

斉藤委員： タブレットを家庭へ持ち帰って活用することの効果は大きいですが、効果だけではなく心配な点もある。

佐賀県武雄市では、小・中学校で一人一台のタブレットを保護者の負担で購入させて活用しているが、いろいろな問題点もあると聞いている。最先端の電子機器は数年で使えなくなったり故障がおきやすくなったりするが、それを家庭の負担で購入させるのはいかがなものか、という意見もある。そのせいか、武雄市に追従する市町や都道府県もまだ出ていない。

確かに、スマートフォンが流通しており、タブレットの扱いについては学校で教える必要がないくらい、子どもたちは大人よりも使いこなしている。むしろスマートフォンを手放せない子が増えており、取り上げると禁断症状が出てしまう。子どもは視野が狭く、友達との関係を重視するあまりスマートフォンに依存しているが、その依存が学力問題や学習環境に与える負の影響も考えなければいけない。親は勉強していると思っても、子どもはスマートフォンをいじっただけということもよくある。もちろんタブレットの良い面もあるが、学習時間や学力面でそのようなマイナス面がでてきていることも検証しないとはいけないと思う。

今回の浜松工業高校や中央特別支援学校の生徒の感想を読むと、「良かった」ばかりである。生徒に聞けばそのような感想だが、教える側の先生にとって心配される部分の報告もあると、我々も判断できる。子どもだけに聞けば「楽しかった」「ためになった」という感想だけになってしまう。

高橋委員： 浜松工業高校の「研究の成果」に、「一人一台ではなかったため、生徒アンケートでは、「先生による実演が最もわかりやすい」と回答した生徒が最も多かった」とある。確かに「一人一台あったら良かったのに」と感じる生徒もいたかもしれないが、やはり「先生がやってくれたら一番分かりやすい」という部分に子どもの本音も含まれているのではないか。

興委員： 今回の報告では、児童生徒の感想に着目しているが、この取組は教職員に対する研修の実施である。教職員が研修を受けて、実際の教育の現場でどう活用するかが問われており、そのための施策である。その観点で捉えるのだとすると、ここにある研究の成果も十分ではない。

もっと視点を変えて成果を整理しないと、教育の現場でどう使えるかが見えてこない。

加藤委員長の御指摘のとおり、少人数校で外の変化をフォローしきれない学校現場においては、タブレットや電子機器の情報は非常に意味を持つと思う。そういう観点から、同一レベルの静岡県の教育の質を上げるようにするために、教職員に対する研修のあり方を考えてみると、違う解析の結果でないといけない。もし本当に県立学校ICT活用事業が今の計画に基づいてやっているのだとしたら、33頁ではなく、違うところにあるべきだと思う。

情報化推進室長： 別冊資料の33頁は教員を対象とする取組であり、ICT環境の整備そのものについては41頁に記載してある。特別支援学校のきめ細かい実質的支援についても42頁に記載し、第2期計画に反映している。

興委員： 施策と計画をリンクして、評価してほしい。

委員長： タブレット活用のマイナス面についての斉藤委員の御指摘は、もっともなことである。しかし、スマートフォンを含むタブレットを、何の制限もせずにそのまま子どもに与えるとそのような問題も起こりうるが、先進事例として挙げた民間の塾の取組では、塾からの連絡や問題集など、使えるソフトを絞り込むことで有効活用している。スマートフォンにもフィルタ機能があるにもかかわらず、各家庭では大人が使っている道具をそのまま子どもに貸し与えていることで問題が起きている。民間の事例では、教育目的として使えるソフトを学習に関するものや連絡事項だけに絞り込んで、他のことを操作できないように制限して子どもに持たせているため、心配されるような問題は起こってこない。

溝口委員： タブレットは実技系の授業でも活用でき、体育教員の立場でもタブレットの使い方はまだまだ多様性があると思うので、これから実証してほしい。例えば、跳び箱が飛べない子の実技を映像に録画して解析ソフトを使うと、「姿勢が悪い」とか「踏み切りの位置を間違えている」などの問題点がわかるようになっている。黒板で行う授業だけが効果的とは限らず、タブレットを使ったほうが、実際の動きを把握できるケースもある。録画して時間を置いて、「ここが良くない」と、改めて確認することもできる。工業系で必要なちょっとした技術を、細かく録画してまた見ることで効果的に検証できる。このように、いろいろな課題に対応できると思うので、汎用性を見せてほしい。

斉藤委員： 私もICTを否定する考えはなく、大いに活用すべきだという思いがあり、それが大前提である。子どもたちのために、ぜひ効果的な活用をしてほしい。

委員長： 自分が子どものとき、調べたいことがあると、親の百科事典を勝手に見て楽しんだ記憶がある。百科事典には子どもにふさわしくない記事もあったが、「百科事典を家に置くな」と言われても、家にあるのがステータスであった。そこは今のタブレットに似ている。

齊藤委員： かつては調べたいことがあるときには、図書館や現地へ自分で足を運んで調べ、それでも情報が足りなくて頭を悩ませたり、自分なりにこうではないかと予想したりした。今は便利になりすぎて、インターネットで調べればすぐにわかるようになったが、そういうことを考えると、便利なのは良いことであるが、便利さと引き換えに大切なものが失われる危険性もあると思う。

興委員： 今のお二人の御指摘はとても重要である。例えば、我々は算数と数学を学んできたが、数学の手法を学ぶと、算数の手法を使わなくなる。頭の柔軟性を、いかにして小さいときに養っていくかが大事である。最初から簡単な手段を与えてしまうと、利用しようとするだけで、苦労して工夫しようとしなくなる。それを考えると、活用するための道具は、教育効果の観点から考えていく必要があると思う。教育効果を検証しながら、ICTの活用方法を考えていくことがこの施策の趣旨だと思うので、そういう観点から考えると、これまでと違う活用方法も見えてくるかもしれない。今一度、総合的に事務局で考えてほしい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 多くの意見が出たので、各委員の意見を反映して、まとめてほしい。報告事項1を了承した。

## 報告事項2 スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）について

### スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）について

委員 長： 報告事項4頁「報告事項2 スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）について スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）について」、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興委員 員： スーパー・グローバル・ハイスクールは各県1校程度で、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールは全国で10校しかないが、静岡県の学校が指定されたのは県としてもありがたい。

ただ、なぜスーパー・グローバル・ハイスクールやスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールが注目されてきているのか、どのような観点でこれらの学校が指定校として選ばれたのかを明らかにする報告をしてほしい。なぜなら、スーパー・グローバル・ハイスクールの事業の要旨に「将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する」、そのために学校を指定して「質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める」とあり、概要説明で終わるのではなく、具体的にどのような提案をして、何が評価されたかを報告してもらえると、他の学校も参考にできるし、知恵も出てくると思う



からである。その中で、「国際化を進める国内の大学を中心に、企業、国際機関等と連携を図り」とあるが、具体的にはどのように連携するのか。三島北高校については、地元企業である東レとの連携の報告があったが、「国内の大学を中心に」とあり、コアとなる大学など他にも情報があると思う。

また、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールについては、資料に「研究開発の概要」があるが、その内容よりも先進的で卓越した取組が何であるかを問われているのであり、専門高校としてどのような取組をしようとしているかを報告してくれれば、教育の趣旨が評価されて指定されたことが見えてくる。そうすることで、国の施策として、どのような専門高校へテコ入れするのが見えてきて、静岡県教育委員会が「専門高校をどのようにするべきか」という政策誘導的な話につながると思う。この報告だけでは、せっかくの国費が静岡県の教育の中で生きてこないと思う。

もう一つ考えなければならないのは、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールでは「専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定する」とあり、実業分野の5年一貫化の教育をどう捉えるかという大きな投げかけである。単に「焼津水産高校が選ばれた」というだけでなく、この政策を我々がどう受け止めていくのか、真剣に考える機会にすべきだと思う。

溝口委員： スーパー・グローバル・ハイスクールの事業概要に「大学を中心に、企業、国際機関等と連携」とあるが、高大連携もスーパー・グローバル・ハイスクールの趣旨の一つなのか。

委員長： 高大連携とは無関係であり、スーパー・グローバル・ハイスクールは高校だけで完結している。

高校教育課長： 高校生が大学の講義を聴講したり、大学の教員が高校に来たりするもので、研究のための大学等との連携であり、提携大学への進学は関わりのないことである。

溝口委員： 高校の授業の一コマとして、大学の講義を受けることもあるのか。

高校教育課長： そうである。

興委員： 「質の高いカリキュラム」の中に、大学や産業界の人材にも参加してもらい、高校教員だけでなく、質の高い指導を提供することも含まれる。それが高校と社会との連携であり、その中の一つとして大学も位置づけられているということが、この趣旨であると思う。

委員長： 三島北高校は、自分の地元の学校であるので、この指定に向けたスタートの時点から見守ってきた。

文部科学省は「単に英語教育をしっかりとやるだけではグローバルにはならない」として、「グローバルとは、国連が問題にしている課題など、全世界的な問題を一つのテーマとして持ち出すこと」と伝えていた。今回、三島北高校は水問題に注目したが、水資源の確保は世界的

な問題となっており、国連も問題視している課題である。例えば、シンガポールでは河川がないため、飲み水を隣国のマレーシアからパイプラインで購入しているが、国同士の関係が悪化すると生活できなくなるので、独自に海水の淡水化の施設を設置したりしている。中国でも、水自体は潤沢にあるものの工業化による水質汚染が進み、飲み水の確保が喫緊の課題になってきている。このような問題になぜ三島北高校が取り組んでいるかといえ、中学校における富士山学習と同じ発想で地元にある湧き水に注目して、これをベースにして水の学習を行い、世界な問題について自分なりの研究成果を出すことによって、日本の特徴を把握し、世界を理解しようとするものである。この取組が、国が求めるスーパー・グローバル・ハイスクールに一致したのだと思う。単に英語の授業が優れているかどうかは、文部科学省が希望するスーパー・グローバル・ハイスクールの基準には適合しない。その意味ではテーマの作り方も良かったのではないかと思う。

高校教育課長： 選定の理由については、委員長の御指摘のとおりである。水問題に取り組むという地域性があること、そして国際科だけでなく学校全体で取り組んでいることが重要であった。さらに、コアな大学として立教大学の経営学部と連携する予定である。以下は口頭の説明のみで資料に記載はないが、シンガポールとの連携、その連携企業が具体的に決まっていること、国際交流アドバイザーにお願いしてコーディネートする予定であることも考慮されたと思われる。

また、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールについては事業概要に「専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究」とあり、焼津水産高校に航海士などの資格が取れる専攻科が設置されていることも指定の理由である。5年一貫のカリキュラムを実践しながら、研究も進めていきたい。

興 委 員： 今の説明を資料にまとめてほしい。

また、説明の中で、三島北高校の地域的な特性についての指摘があったが、県教育委員会として考えないといけないのは、そのような申請にふさわしい環境が整っている地域とそうでない地域があることである。学校側で特色を出そうとしても、環境が整っていないと審査する側の腑に落ちない。そうすると、たまたま三島北高校に進学した生徒は幸運ということになり、他の高校に進学した生徒にもチャンスを与えるような施策を静岡県として補完的に講じていかないと、教育の機会に格差が生じてしまう。国の施策を補完する上で、県の施策として何をしなければならぬかについても考えていくことが重要ではないかと思う。

国の施策については、「そこでないといけない」という地域的な必然性がある場所であれば、説明しやすいため指定されやすい。しかし必然性がないところを指定しようとする、施策そのものから議論されてしまうので採択されにくい。これを一つの参考事例として、公立学

校のあり方をどうもっていくのかを考えるチャンスにしなければいけないと思う。

高校教育課長： 指定された成果に関しては、各校や県教育委員会でリーフレットを作ったり、それをベースに研究報告会を行ったり、また日本語や英語のウェブサイトを作ったりして、広報していきたい。

興 委 員： 成果報告はきちんとしてもらいたいですが、指定されなかったところにもチャンスを与える方策を考えないといけない。

溝 口 委 員： 文部科学省に対しても報告をしなければいけないと思うが、その前段階として、県内の高校で次に手を挙げたい学校の勉強会にもなるように、報告会を充実してほしい。

委 員 長： 応募段階から、応募校に各地区の基幹校が手を挙げていないことが気になる。「何とか自分の学校を」という意欲の差が出てきたと思う。意欲のある学校を引っ張り上げて、全体のレベルを上げていくのが文部科学省の狙いであり、この指定が刺激となって、他の学校も同じように生まれ育った地域の特性を学校教育の中に埋め込んでほしい。生まれ育ったところを正しく理解していない人間が、英語だけを話せるようになって海外に出て行っても、グローバルな人材にはなれない。まず、自分の足元をしっかりと学習して、それで世界へ出て行くことが大切である。子どもたちの視野を広げるという意味でのスーパー・グローバル・ハイスクールである。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

なお、この報告について様々な意見が出たのは、教育委員が興味を持っているということである。指定初年度は、学校も忙しいので邪魔をすることは避けたいが、次年度以降、体制が整ったところで訪問して、どのような取組がなされているのかを見てみたいと思う。

#### 【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。